

平成31年2月27日

資料提供先：合同庁舎記者クラブ  
三次記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 江の川水系で新たに「河川協力団体」を指定

～指定証の伝達式を行います～

平成25年7月に創設された「河川協力団体」に、三次河川国道事務所管内において、初めて今年度1団体「江の川流域里川エコネット」を指定しました。つきましては、下記のとおり河川協力団体指定証の伝達式を行います。今回の指定により、江の川水系での「河川協力団体」は、三次河川国道事務所管内1団体、土師ダム管理所管内1団体の計2団体となりました。

開催日時 平成31年3月8日(金) 10:00～

開催場所 国土交通省三次河川国道事務所 事務所長室  
(三次市十日市西6丁目2番1)

指定団体 江の川流域里川エコネット

主な活動内容 「里川江の川」の復活を目指し、三次市内の馬洗川「八次地区水辺の楽校」周辺を中心に、川に親しめる環境づくりや水辺の楽校と一体化した活用を推進するとともに、次世代の里川を担う人材育成を目的に、川をいかした活動をしている団体です。  
主な活動としては、水辺の楽校周辺の草刈り、ワンド・分水路の環境保全のほか、川の植物・生物・野鳥の観察会等の河川環境学習の活動、川漁体験・川遊び・イカダ下りなど川と触れ合えるイベントを開催しています。

### 【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所（占用調整課）

副所長（河川）	稲若 <sup>いなわか</sup>	孝治 <sup>たかはる</sup>	
占用調整課長	小池 <sup>こいけ</sup>	健三 <sup>たけみ</sup>	【担当者】（内線341）
調査設計課長	伊藤 <sup>いとう</sup>	法政 <sup>のりまさ</sup>	【広報担当】

広島県三次市十日市西 6-2-1

TEL：(0824) 63-4121（代表）

FAX：(0824) 63-3132

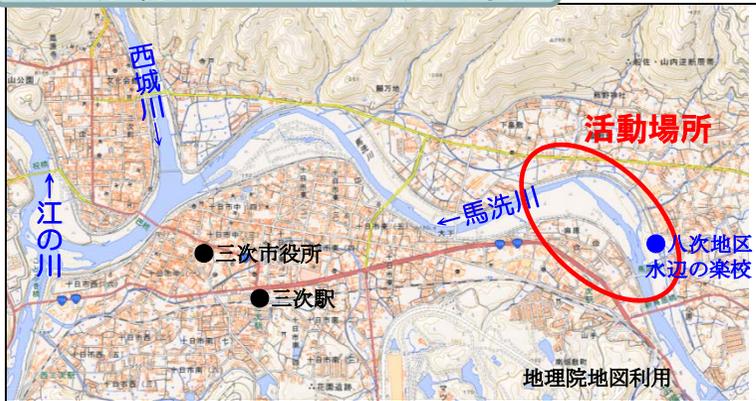
# 江の川流域里川エコネット 指定番号第28号

## 河川協力団体活動状況(江の川水系 三次河川国道事務所)

江の川流域里川エコネットは、「里川江の川」の復活を目指し、馬洗川「八次地区水辺の楽校」周辺を中心に川に親しめる環境づくりや水辺の楽校と一体化した活用を推進するとともに、次世代の里川を担う人材育成を目的に川をいかした活動をしている団体です。

主な活動としては、水辺の楽校周辺の草刈り、ワンド・分水路の環境保全のほか、川の植物・生物・野鳥の観察会等の河川環境学習の活動、川漁体験・川遊び・イカダ下りなど川と触れ合えるイベントを開催しています。

### 活動場所・主な活動内容



河川敷の除草、清掃



イカダ下り



水生生物・植物の観察会



川遊び、川漁の体験



ワンド、分水路の環境整備

■平成30年度河川協力団体指定 三次河川国道事務所管内指定団体一覧表

指定番号	指定年月日	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名	業務を行う河川の区間	
						上流端	下流端
国(中国地方整備局)第28号	平成31年2月27日	江の川流域里川エコネット	広島県三次市畠敷町1193番地4	江の川	馬洗川	左岸: 広島県三次市南畑敷町616番1地先	左岸: 広島県三次市南畑敷町121番5地先
						右岸: 広島県三次市四捨貫町91番2地先	右岸: 広島県三次市畠敷町166番8地先

# 河川協力団体制度の概要

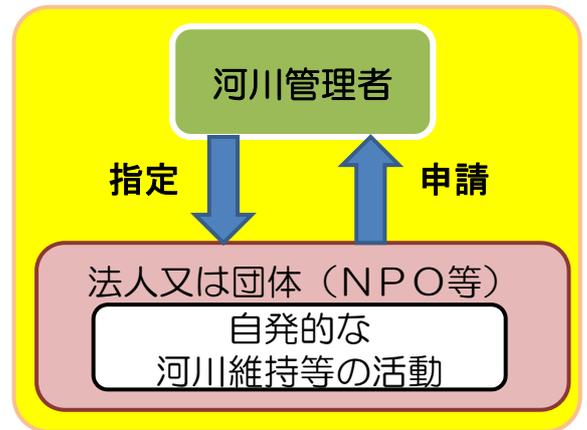
参考

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年6月12日公布）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法**
- 第58条の8（河川協力団体の指定）
  - 第58条の9（河川協力団体の業務）
  - 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
  - 第58条の11（監督等）
  - 第58条の12（情報の提供等）
  - 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

## ■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



## ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

**河川法 第58条の9** 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

## ■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

### 河川法 第58条の13 (河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

#### ◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

#### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

### 河川法 第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体への委託可能 **拡大** 【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

#### 《委託の例》

##### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

##### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良